

西蒲民商ニュース

2024年4月29日号

西蒲区巻田25573の5
TEL 0256・72・3372
FAX 0256・72・3321

消費税が納められない

納稅猶予制度の活用

がでてもよ。

「消費税が納められない、分割してほしい」等の声が増えてます。次のような場合は、消費税の納稅猶予や差し押さえ等の換価(売却)の猶予ができます。

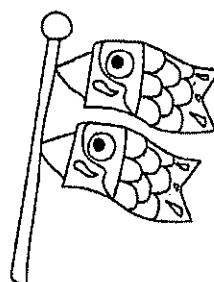
【換価の猶予】
災害、病気、事業の休廃業などで国税を一括して納められない場合、納稅が猶予されます。
◎納期限から六ヶ月以内に換価の猶予申請を税務署に提出します。しかし、一年以内に税金を納める必要があります。

やむを得ない事情がある場合は一年です。
◎納稅猶予や換価猶予の相談は西蒲民商へ。



連休中の業務について

○5月6日号(月)の商工新聞
は休刊です。4月29日号は
通常発行です。
○5月2日(木)事務所はお休み
になります。



【確定申告後の注意点】

確定申告後に税務署は、調査を行う場合があります。税務調査は、
①事前通知②調査日③所得税、消費税等調査の税目④調査年度⑤調査理由等11項目を納稅者に通知する必要があります。税務調査があつたら役員や民商に連絡をしましょう
やむを得ない事情がある場合は一年です。
◎納稅猶予や換価猶予の相談は西蒲民商へ。

労働保険に加入しましよう。

労働保険の年度更新の時期が来ました。労働保険(労災保険、雇用保険)は従業員を一人以上雇うときに、加入しなければなりません。

- ①仕事中のケガや病気、労働災害、通勤中の事故等
- ②従業員の失業に伴う補償が受けられます。
- ③事業主が入る「特別加入の労災」もあるので加入しましょう。